

01

離婚解決事例

CASE 01

家庭内別居での熟年離婚が認められた事例

離婚

事案の概要

40代 女性 パート主婦

相談者は、夫と結婚後2人の子宝に恵まれ、子ども達はすでに成人していました。

結婚生活30年を迎えようとしているところでありましたが、ここ10年くらいは、相談者としては夫に対する気持ちは完全に冷め切った状態にありました。

さらにここ数年は、夫が営む事業の不振のため生活費をほとんど支給されることがなくなり、相談者の生活も困難な状況にありました。

相談者としてはこのような夫とは一日も早く離婚したいと考えるようになり、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

担当弁護士は相談者の代理人として相手方と協議離婚の交渉を行いましたが、相手方は離婚に応じようとしなかったため、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てました。

離婚調停にて、数回の話し合いの場を持ったものの、相手方の離婚しないという意思が強く、調停は不調に終わりました。

そこで担当弁護士は、すぐに離婚裁判を提起したところ、離婚が認容される判決を得ることが出来、夫との離婚を認める**勝訴判決**を得ることが出来ました。

また、相談者が夫と同居してきた自宅は、相談者が自身の両親から贈与を受けた相談者の特有財産であり、離婚後は夫に出て行ってもらいたいという希望があったところ、担当弁護士が離婚判決後相手方と交渉の末、夫が退去することとなりました。

担当弁護士からひとこと

家庭内別居は通常の別居と異なり、裁判において離婚事由と認められにくいところ、ここ数年、生活費を入れてもらえていない事情や、離婚の話し合いでの夫の粗暴な言動等を、裁判において担当弁護士が適切に裁判官にアピールしたことで、**婚姻を継続しがたい事情**を裁判官に認定してもらうことが出来、勝訴判決につながりました。